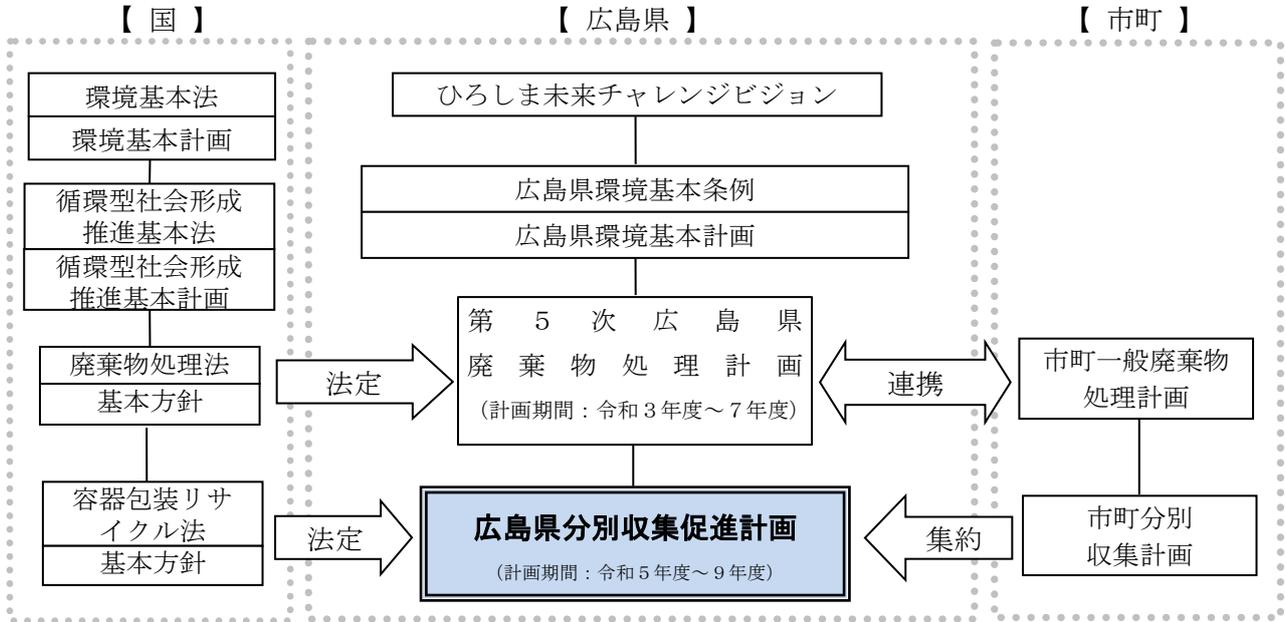


第 10 期広島県分別収集促進計画の概要

1 計画の趣旨

広島県分別収集促進計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という）第 9 条第 1 項の規定に基づき、法第 8 条第 1 項に基づき市町が定める市町村分別収集計画を集約・合算して策定する法定計画であり、広島県廃棄物処理計画の下位計画となる。

本計画は法第 9 条第 5 項の規定により国（環境省）に提出する必要があるため、国は法第 9 条第 6 項の規定により、全国の分別収集計画量を公表する。



図：計画の位置づけ

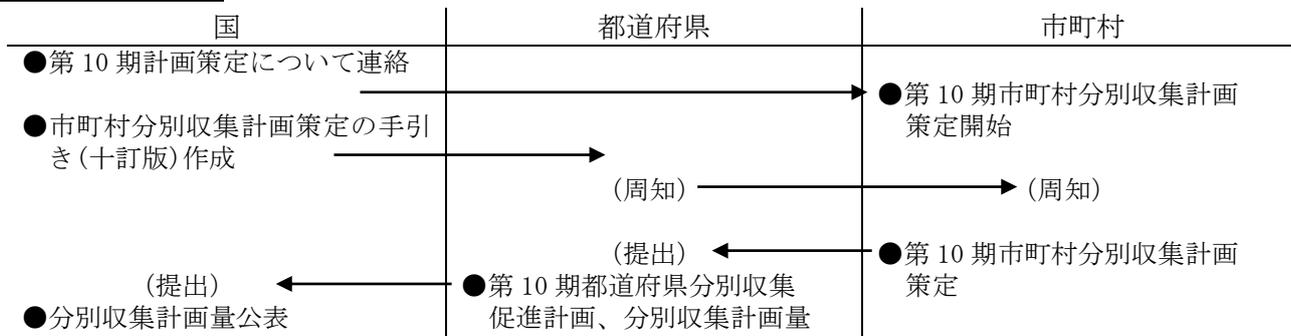
計画の目的

- ・ 広島県分別収集促進計画は、市町から報告があった市町分別収集計画を集約し、国に報告するために策定するもの。
- ・ 提出された分別収集計画を元に、国は再商品化義務総量を決定する。
- ・ 再商品化義務総量から、各事業者の再商品化義務量が決定される。

表 1：計画の内容

項目	国の公表事項	県分別収集促進計画	市町分別収集計画
各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み		○(市町計画集約)	○
容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項			○
分別収集する容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分			○
各年度において得られる容器包装廃棄物の種類ごとの収集量の見込み			
特定分別基準適合物(ガラス類、紙類、ペットボトル、その他のプラスチック類)	○	○(市町計画集約)	○
法第 2 条第 6 項物(スチール、アルミ、段ボール、紙パック)		○(市町計画集約)	○
分別収集を実施する者に関する基本的な事項			○
分別収集の用に供する施設の整備に関する事項			○
その他分別収集の実施に関し重要な事項			○
容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項		○	

表 2：策定の流れ



2 計画の概要

(1) 計画期間 (法第9条第1項)

令和5年度から令和9年度までの5年間(3年後に改定)

(2) 対象品目

本計画に定める容器包装廃棄物の対象品目は、法第2条第7項に定める特定分別基準適合物及び法第2条6項の規定により除外される主務省令で定める物(以下、「法第2条第6項物」という。)である。

※「特定分別基準適合物」 ガラス類、紙類、ペットボトル、その他のプラスチック類
 ※「法第2条第6項物」 スチール、アルミ、段ボール、紙パック

(3) 容器包装廃棄物の排出量及び分別収集量の見込み【県計】(法第9条第2項第1号、第2号、第3号)

対象品目\年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出量(t)		111,299	110,758	110,477	109,911	109,383
分別収集量(t)	特定分別基準適合物	38,859	38,742	38,742	38,554	38,371
	法第2条第6項物	18,513	18,469	18,453	18,380	18,316
合計		57,371	57,211	57,195	56,934	56,687

(4) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

このことについては、令和2年度に策定した第5次廃棄物処理計画中で次のとおり定めている。

項目	県の取組
(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及	
ア マイバッグ運動の推進	・ 「マイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定」の活用によるマイバッグ運動の推進
イ 環境意識の啓発に係る行事の実施、環境関連情報の提供	・ ひろしま環境の日の制定、環境情報サイト「エコひろしま」による情報発信
ウ 関係団体と連携した取組の促進	・ ひろしま地球環境フォーラム等との連携による、自主的な3R活動の支援・推進
エ 環境学習・環境教育の推進	・ 環境学習指導者の養成や環境学習講師の派遣など環境学習の体制づくりや実施の支援
オ リサイクル製品の利用促進	・ リサイクル製品登録と県ホームページ等への掲載による利用促進
カ グリーン購入による循環型社会の推進	・ 「広島県グリーン購入方針」に基づいた環境に配慮した物品や役務の率先的な調達
キ プラスチックごみの排出抑制と回収の推進	・ プラスチック資源循環への要請を踏まえた排出抑制・回収に向けた多様な主体との連携
(2) 市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進	
・ 広島県環境行政総合調整会議循環型社会推進部会の定期的な開催、環境基本計画等の策定などへの技術的な支援	
(3) その他分別収集の促進に関する事項	
ア 市町における分別収集の効率化の促進	・ 「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づく取組の促進・助言
イ 集団回収等の推進	・ 多様な回収ルート確保、普及へ向けた支援や住民、事業者、市町と連携した回収意識の啓発
ウ 施設整備の推進	・ 市町への循環型社会形成推進交付金を活用した選別・圧縮・梱包施設やストックヤードなどの施設整備の助言

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（市町村分別収集計画）

- 第八条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
 - 二 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
 - 三 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
 - 四 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 - 五 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
 - 六 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
 - 3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第六条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。
 - 4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。

（都道府県分別収集促進計画）

- 第九条 都道府県は、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（以下「都道府県分別収集促進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県分別収集促進計画においては、当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量
 - 二 当該都道府県の区域内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量
 - 三 当該都道府県の区域内において得られる第二条第六項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量
 - 四 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項
 - 3 都道府県分別収集促進計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めなければならない。
 - 4 都道府県分別収集促進計画（第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。）は、当該都道府県の区域内の市町村の定める市町村分別収集計画（前条第二項第一号及び第四号に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県分別収集促進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に提出しなければならない。
 - 6 環境大臣は、前項の規定によりすべての都道府県から都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、第二項第二号に規定する特定分別基準適合物ごとの量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの総量を公表しなければならない。
 - 7 環境大臣は、第五項の規定により都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、都道府県に対し、助言その他必要な援助をすることができる。